

議 庁

日時： 11月6日(水) AM9:00 <庁議室>

【市長挨撈】

【協議事項】

- | | |
|---|----------|
| 1. 第3次太田市総合計画基本構想について | 企画部長 |
| 2. 太田市市税条例の一部改正について | 総務部長 |
| 3. 太田市民一人ひとりの人権が尊重された差別のない社会を推進する
条例の制定について | 市民生活部長 |
| 4. 指定管理者の指定について（太田市尾島生涯学習センター、
太田市世良田生涯学習センター） | 地域振興部長 |
| 5. 太田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について | 文化スポーツ部長 |
| 6. 太田市新田文化会館・総合体育館空調ほか改修工事請負契約締結について | 文化スポーツ部長 |
| 7. 太田市立図書館条例の一部改正について | 文化スポーツ部長 |
| 8. 指定管理者の指定について | 福祉こども部長 |
| 9. 太田市老人福祉センター条例の一部改正について | 福祉こども部長 |
| 10. 財産の取得について（ふれあい相談員公用車） | 福祉こども部長 |
| 11. 指定管理者の指定について（児童館6・放課後児童クラブ29） | 福祉こども部長 |
| 12. 太田市保健センター条例の一部改正について | 健康医療部長 |
| 13. 指定管理者の指定について（テクノプラザおおた及びテクノプラザ
おおた駐車場） | 産業環境部長 |
| 14. 太田国際貨物ターミナル条例の廃止について | 産業環境部長 |
| 15. 指定管理者の指定について（太田市尾島RCスカイポート） | 産業環境部長 |
| 16. おおたストックヤード設置条例の制定について | 産業環境部長 |

【報告事項】

1. 八王子山公園墓地第4期造成工事請負契約の変更に係る専決処分について 行政事業部長

【連絡事項】

- | | |
|---------------------------------------|----------|
| 1. 令和7年太田市新春の集いの開催について | 秘書室長 |
| 2. 令和6年秋 勲章・褒章受章者祝賀会の開催について | 秘書室長 |
| 3. 包括連携協定の締結について | 企画部長 |
| 4. 多文化共生センターおおた開設記念式典の開催及び利用開始について | 企画部長 |
| 5. 広報おおたの多言語化ツールの導入について | 企画部長 |
| 6. サービスセンターの位置及び開所時間の変更について | 市民生活部長 |
| 7. 令和6年度1%まちづくり事業成果発表会について | 地域振興部長 |
| 8. 買い物困難地域高齢者支援事業（愛称「お買い物クラブ」）の変更について | 地域振興部長 |
| 9. 太田市新田文化会館・総合体育館の休館について | 文化スポーツ部長 |
| 10. 令和6年度交流都市物産朝市の開催について | 産業環境部長 |
| 11. 太田市立地適正化計画の変更（中間評価・防災指針の策定）について | 都市政策部長 |
| 12. 第14回太田市景観賞の選考結果及び表彰式・景観講演会の開催について | 都市政策部長 |
| 13. 歳末警戒分団巡視激励について | 消防長 |

◆ 次回庁議予定 ◆ 11月26日 (火) PM1:30~<庁議室> 案件名報告: 11月14日 (木) PM5:00
資料提出: 11月19日 (火) PM5:00

●内 容 【 1. 協議事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

企画部長 氏名 高橋 亮 内線 (TEL) 2200

【 表 題 】

第3次太田市総合計画基本構想について

【 目 的 】

令和7年度を初年度とする第3次太田市総合計画を策定するにあたり、太田市総合計画基本構想の議決に関する条例（平成27年太田市条例第48号）第3条の規定に基づき、総合計画基本構想の策定について、議会の議決を求めるものです。

【 概 要 】

1 総合計画の構成と期間

（1）基本構想（8年間・令和7年度から令和14年度まで）

・・・将来都市像、基本目標、施策体系

（2）行動計画（4年間・前期：令和7年度から令和10年度まで

後期：令和11年度から令和14年度まで）

・・・ありたい姿、評価指標、施策方針など

第3期太田市まち・ひと・しごと創生総合戦略を含む

※ 実施計画（行動計画の4年間を単位期間とし、毎年度ローリングを行う）

・・・具体的な事業計画など

○計画期間イメージ

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
基本構想	基本構想（8年）							
行動計画	前期行動計画（4年）				後期行動計画（4年）			
実施計画	第1次～第4次実施計画 （毎年度ローリング）				第5次～第8次実施計画 （毎年度ローリング）			

2 基本構想について

（1）将来都市像：「みんなの笑顔がすぐそばにあるまち おおた」

(2) 基本目標、施策分野

基本目標	施策分野 (35分類)
1 豊かな心を育む (学びとスポーツ・芸術)	1. 義務教育 2. 高校教育 3. 青少年育成 4. スポーツ 5. 生涯学習 6. 芸術文化 7. IT教育
2 健やかに暮らす (福祉と健康)	8. 高齢者福祉 9. 障がい者福祉 10. 地域福祉 11. 子ども・子育て 12. 健康・医療
3 にぎわいを生む (産業と観光)	13. 工業 14. 商業 15. 農業 16. 観光
4 安全・安心な暮らし (防災防犯)	17. 防災 18. 消防・救急 19. 防犯体制 20. 消費者保護 21. 交通安全
5 便利な暮らし (都市基盤)	22. 道路網 23. 交通 24. 土地利用
6 快適な暮らし (住環境と自然)	25. 景観 26. 公園・緑地 27. 住環境 28. 雨水排水路・下水道 29. エネルギー・自然環境
7 みんなで支え合う (参画と行政運営)	30. 住民活動・協働 31. 広報・広聴 32. 関係人口 33. 多文化共生 34. 人権・男女共同参画 35. 行政運営

3 計画の策定経過

(1) 庁内策定体制として、太田市経営企画本部（全6回）を設置し、協議を行いました。

(2) 令和6年1月25日に太田市総合計画審議会（会長：柳区長会副会長）に諮問し、全5回の審議を経て、令和6年11月5日に会長から市長へ答申が行われました。

4 その他

令和6年12月定例会に議案提出予定です。

【備考】

* 問い合わせ先 企画部 企画政策課 企画政策係 内線2292 47-1892ダイヤル

●內 容 【 1. 協議事項 】

○公 開 【 1.可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

総務部長 氏名 瀬古 茂雄 内線 (TEL) 2300

【表題】

太田市市税条例の一部改正について

【目的】

公益信託制度の見直しによる所得税法の改正を受け、地方税法が改正されたこと(令和6年法律第4号)に伴い、太田市市税条例について所要の改正を行うものです。

【 概 要 】

1 個人市民税に係る一部改正

(1) 寄附金税額控除の見直し（第34条の7）

公益信託制度の見直しに伴い、所得税の寄附金税額控除の対象を公益信託の信託事務に関連する寄附金に改めるため、地方税法中に引用する所得税法の関係条文が改正されましたので、これに伴い本条について条文の整理を行うものです。

(2) 公益法人等に係る市民税の課税の特例の削除（附則第4条の2）

所得税法の改正に伴い、地方税法に所要の規定整備が行われました。この規定整備を受け、本条が不要になったため削除するものです。

2 施行期日

公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日(公布日(令和6年5月22日)後2年以内において政令で定める日)の属する翌年の1月1日

3 その他

令和6年12月定例会に議案提出する予定です。

●内 容 【 1. 協議事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 氏名 山影 正敏 内線 2400

【表題】

太田市民一人ひとりの人権が尊重された差別のない社会を推進する条例の制定について

【目的】

市民一人ひとりの人権が保障され、何人も差別されることなく、その個性及び能力が十分に発揮される社会の実現に寄与することを目的に、本条例を制定するものです。

【概要】

1 主な制定内容

- (1) 基本理念（第３条）
太田市民一人ひとりの人権が尊重された差別のない社会を推進するにあたり、基本となる考え方を定めています。
- (2) 市の責務（第４条）
人権に関する施策の推進及び関連団体等との連携について定めています。
- (3) 教育関係者の責務（第７条）
人権を尊重するまちづくりの重要性を踏まえた教育及び市への協力について定めています。
- (4) 禁止事項（第８条）
不当な差別をはじめとする人権侵害行為等を禁止することを定めています。
- (5) 基本計画（第１０条）
推進のための基本計画の策定について定めています。
- (6) 調査等の実施（第１１条）
効果検証等のための調査について定めています。

2 施行期日 令和7年1月1日

3 その他 令和6年12月定例会に議案提出する予定です。

【備考】

* 問い合わせ先 市民生活部 市民そうだん課 人権啓発係 内線2444 47-1912^タ イルイン

●内 容 【 1. 協議事項 】
 ○公 開 【 1. 可 】
 ○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

地域振興部長 氏名 青木 繁幸 内線3500

【 表 題 】

指定管理者の指定について（太田市尾島生涯学習センター、太田市世良田生涯学習センター）

【 目 的 】

公の施設の管理を指定管理者に行わせるにあたり、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

【 概 要 】

1 指定管理者の指定について

施設名	施設の場所	構造	指定管理者の候補者名	候補者の所在地	選定方法
太田市尾島生涯学習センター	太田市亀岡町63番地1	鉄筋コンクリート、一部鉄骨造3階建	公益社団法人太田市シルバー人材センター 理事長 天笠 秀男	太田市下小林町387番地	公募
太田市世良田生涯学習センター	太田市世良田町1535番地4	鉄骨造2階建			

2 指定管理の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間

3 指定管理者候補者の選定経過及び今後のスケジュール

- ・ 10月17日 指定管理者候補者審査委員会を開催し、指定管理者の候補者を選定
- ・ 11月 5日 太田市教育委員会に報告
- ・ 11月 7日 市民文教委員会協議会に報告
- ・ 11月 12月定例会に指定管理者の指定について議案提出
- ・ 12月 指定管理者の指定（公告）
- ・ 3月 協定の締結
- ・ 4月 指定管理者による施設の管理

【 備 考 】

* 問い合わせ先 地域振興部 尾島地区振興課 住民サービス係 52-8862

●內 容 【 1.協議事項 】

○公 開 【 1.可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

文化スポーツ部長 氏名 前原 郁 内線 (TEL) 3600

【表題】

太田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

【目的】

文化スポーツ部が実施する文化及びスポーツに関する事務のうち教育委員会の権限に属する事務について、市長が管理し、及び執行するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項により太田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を制定するものです。

【概要】

1 市長部局に委譲する事務

- (1) 図書館及び太田市美術館・図書館の設置、管理及び廃止に関すること。
- (2) スポーツに関すること。（学校における体育に関することを除く。）
- (3) 文化に関すること。（文化財の保護に関することを除く。）

(2) スポーツに関すること。(学校における体育に関するものを除く。)

(3) 文化に関すること。（文化財の保護に関することを除く。）

2 教育委員会から市長へ職務権限を委譲する条例は以下のとおりです。

- (1) 太田市立図書館条例
- (2) 太田市学習文化センター条例
- (3) 太田市文化施設条例
- (4) 太田市体育施設条例
- (5) 太田市まちなか文化ルーム条例
- (6) 太田市駅なか文化館条例
- (7) 太田市美術館・図書館条例
- (8) 太田市総合体育館条例

(2) 太田市学習文化センター条例

(3) 太田市文化施設条例

(4) 太田市体育施設条例

(5) 太田市まちなか文化ルーム条例

(6) 太田市駅なか文化館条例

(7) 太田市美術館・図書館条例

(8) 太田市総合体育館条例

3 施行期日 令和7年4月1日

4 その他 令和6年12月定例会に議案提出する予定です。

【備考】

* 問い合わせ先 文化スポーツ部 文化スポーツ総務課 総務係 内線3621

47-1852 ダイヤルイン

●内 容 【 1.協議事項 】
○公 開 【 1.可 】
○公開時期【 2.委員会・委員会協議会後 】

文化スポーツ部長 氏名 前原 都 内線 3600

【表題】

太田市新田文化会館・総合体育館空調ほか改修工事請負契約締結について

【目的】

太田市新田文化会館・総合体育館空調ほか改修工事請負契約について、請負者を選定し契約を締結するため、議会に上程するものです。

【概要】

- | | | |
|----|---------------|--|
| 1 | 履 行 名 称 | 太田市新田文化会館・総合体育館空調ほか改修工事 |
| 2 | 履 行 場 所 | 太田市新田金井町607番地内 |
| 3 | 契約締結日 | 議会議決の日 |
| 4 | 履 行 期 間 | 議会議決の日の翌日から令和8年1月15日まで |
| 5 | 契約方法 | 条件付一般競争入札 |
| 6 | 予 定 価 格 | 587,940,000円（消費税含まない） |
| 7 | 落 札 金 額 | 587,500,000円（消費税含まない） |
| 8 | 落 札 率 | 99.93% |
| 9 | 契 約 金 額 | 646,250,000円
（内消費税額 58,750,000円） |
| 10 | 補 助 金 | 無 ・ ①有 |
| 11 | 請 負 者 | 太田市下浜田町117番地
株式会社トーカイ 代表取締役 田中 浩光 |
| 12 | 工 事 内 容 | 熱源機器コージェネ改修、文化会館棟空調設備更新、アリーナ棟空調設備新設、給湯設備改修、既設貯油槽廃止工事、下水切替（浄化槽廃止）工事、特定天井改修工事、左記に伴う機械設備工事、上記に伴う電気設備工事、発生材処分 一式 |
| 13 | 入札参加者
（8者） | 春山設備工業株式会社、株式会社日研（辞退）
株式会社トーカイ、大木建設株式会社（辞退）
株式会社尾島町清掃社（辞退）、株式会社コグレ（辞退）
小林興業株式会社（辞退）、株式会社グンエイ（辞退） |
| 14 | そ の 他 | 令和6年12月定例会に議案提出する予定です。 |

【備考】

※落札率については、落札金額÷予定価格×100（少数第3位四捨五入）

※問い合わせ先 文化スポーツ部 文化課 新田藪塚文化係 57-2222ダイヤル

●内 容 【 1. 協議事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

文化スポーツ部長 氏名 前原 郁 内線 (TEL) 3600

【表題】

太田市立図書館条例の一部改正について

【目的】

現在の新田図書館が新たに完成予定のエアリスペースに移転することに伴い、所在地を変更するため、条例の一部を改正するものです。

【概要】

- | | | |
|---|-------|---------------------------------------|
| 1 | 改正内容 | 太田市新田反町町 8 7 7 番地を太田市新田金井町 6 番地 1 に変更 |
| 2 | 施 行 日 | 令和 7 年 2 月 2 3 日 |
| 3 | そ の 他 | 令和 6 年 1 2 月定例会に議案提出予定です。 |

【備考】＊ 問い合わせ先 文化スポーツ部 西複合施設 図書館管理係 内線 1158
57-2676 タヤリン

- 福祉こども部長 氏名 吉田 道宏 内線 (TEL) 2500

* 問合せ先 福祉こども部 長寿あんしん課 いきが推進係 47-1829 ダイヤルイン

福祉こども部長 氏名 吉田 道宏 内線 (TEL) 2500

* 問い合わせ先 福祉こども部 長寿あんしん課 第一老人福祉センター係
内線1121 32-1905 ダイヤル

- 内 容 【 1. 協議事項 】
 ○公 開 【 1. 可 】
 ○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

福祉こども部長 氏名 吉田 道宏 内線 (TEL) 2500

【 表 題 】

財産の取得について

【 目 的 】

ふれあい相談員の公用車が老朽化してきたため車両の更新を図るものです。

【 概 要 】

- 1 取得財産 スバル プレオプラスF 24台
- 2 取得の方法 指名競争入札
- 3 予定価格 32, 261, 673円 (消費税を含まない)
- 4 落札価格 27, 840, 000円 (消費税を含まない)
- 5 落札率 86. 29%
- 6 取得予定価格 30, 624, 000円 (消費税を含む)
- 7 契約の相手方 太田市大島町1118-12
 (株)河田自動車
 代表取締役 河田 樹哉 (かわた たつや)
- 8 契約履行期間 契約締結の日から令和7年3月31日 (月) まで
- 9 入札指名業者 (有)飯田モータース (辞退) (株)栗原モータース (辞退)
 (株)河田自動車 (有)協立自動車 (辞退)
 (株)三栄自動車 ワシントンモータース (株)
 F Kエンジニアリング (株)
- 10 その他 令和6年12月定例会に議案提出する予定です。

【 備 考 】

- * 落札率については、落札価格÷予定価格×100 (小数点第3位四捨五入)
- * 問合せ先 福祉こども部 長寿あんしん課 いきが推進係 47-1829 ダイヤル

福祉こども部長 氏名 吉田 道宏 内線2500

福祉こども部 児童施設課 放課後児童支援係 内線2592 タイヤルン47-1924

●内 容 【 1. 協議事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

産業環境部長 氏名 井上 恵美子 内線2600

【 表 題 】

指定管理者の指定について（テクノプラザおおた及びテクノプラザおおた駐車場）

【 目 的 】

公の施設の管理を指定管理者に行わせるにあたり、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

【 概 要 】

1 指定管理者の指定について

施設名	テクノプラザおおた及びテクノプラザおおた駐車場
施設の場所	太田市本町29番1号、28番8号
構 造	（テクノプラザおおた） 鉄骨造 5階建て （テクノプラザおおた駐車場）鉄骨造 3階建て
指定管理者の候補者名	一般財団法人 地域産学官連携ものづくり研究機構
候補者の所在地	太田市本町29番1号
選定方法	非公募

2 指定管理の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

3 指定管理者候補者の選定経過及び今後のスケジュール

- ・ 令和6年10月17日 指定管理者候補者審査委員会開催（総務課）
- ・ 令和6年10月25日 指定管理者候補者の選定
- ・ 令和6年11月 8日 都市産業委員会協議会に報告
- ・ 令和6年11月 12月定例会に指定管理者の指定について議案提出
- ・ 令和6年12月 指定管理者の指定（公告）
- ・ 令和7年 3月 協定の締結
- ・ 令和7年 4月 1日 指定管理者による施設の管理

【 備 考 】

問い合わせ先 産業環境部 産業政策課 工業振興係 内線2644 47-1834 ダイヤルイン

- 内 容 【 1.協議事項 】
○公 開 【 1.可 】
○公開時期【 2.委員会・委員会協議会後 】

産業環境部長 氏名 井上 恵美子 内線2600

【表題】

太田国際貨物ターミナル条例の廃止について

【目的】

太田国際貨物ターミナルは、東毛地域における経済活動の振興、通関手続の利便性の向上及び物流費の削減を図ることを目的とする施設であるが、令和６年度末をもって用途廃止し、本条例を廃止するものです。

【概要】

1 廃止理由

太田国際貨物ターミナルは、株式会社太田国際貨物ターミナルにより運営されておりますが、令和2年度に第三セクターである株式会社太田国際貨物ターミナルの経営権が民間企業に譲渡されました。

経営権の譲渡により、経営も安定するなど本市の役割を終えたことから、株式会社太田国際貨物ターミナルに対し市有不動産の売却を行うため、条例を廃止することといたしました。

2 施行期日

令和7年4月1日

3 その他

太田国際貨物ターミナル条例施行規則も併せて廃止予定
令和6年12月定例会に議案を上程する予定です。

【備考】

* 問い合わせ先 産業環境部 産業政策課 商業係 内線2635 47-1834 ダイヤルイン

●内 容 【 1. 協議事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

産業環境部長 氏名 井上恵美子 内線 (TEL) 2600

【表題】

指定管理者の指定について（太田市尾島RCスカイポート）

【目的】

公の施設の管理を指定管理者に行わせるにあたり、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

【概要】

1 指定管理者の指定について

施 設 名 太田市尾島ＲＣスカイポート
指定管理者 太田市観光物産協会
会長 大久保 克美

候補者の所在地 太田市浜町2番35号

指 定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

選定方法 非公募

2 指定管理者候補者の選定経過及び今後のスケジュール

- ・令和6年10月17日 指定管理者候補者審査委員会開催（総務課）
- ・令和6年10月25日 指定管理者候補者の選定
- ・令和6年11月 8日 都市産業委員会協議会に報告
- ・令和6年11月 定例会に指定管理者の指定について議案提出（議決）
- ・令和6年12月 指定管理者の指定（公告）
- ・令和7年 3月 基本協定書の締結
- ・令和7年 4月 1日 年度協定書の締結、指定管理者による施設の管理

【備考】

* 問い合わせ先 産業環境部 観光交流課 観光交流係 内線 2634 47-1833(ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)

●内 容 【 1. 協議事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

産業環境部長 氏名 井上 恵美子 内線2600

【 表 題 】

おおたストックヤード設置条例の制定について

【 目 的 】

ごみの減量化及び資源化の推進を図り、資源循環型社会の形成に寄与することを目的として、資源物を適正に分別保管するためのストックヤードを設置することに伴い、必要な条例を制定するものです。

【 概 要 】

1 条例の概要

第1条 設置	第2条 名称及び位置
第3条 事業	第4条 利用時間
第5条 利用の制限	第6条 損害賠償等
第7条 委任	

2 主な制定内容

- (1) 第2条で、名称は、「おおたストックヤード」とし、位置は、太田市清掃センター解体跡地の「細谷町1712番地」を定めています。
- (2) 第3条で、事業は、規則で定める資源物の受入れ及び一時保管に関するを行うと定めています。

3 受入れできる資源物

規則で定める受入れできる資源物として、市内で発生するダンボール、新聞、雑誌などの紙類を予定しています。

4 施行日

規則で定める日

5 その他

令和6年12月定例会に議案提出予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 産業環境部 清掃事業課 管理係 ダイヤル 31-8153

行政事業部長 氏名 阿部 政夫 TEL0277-78-2840

行政事業部 花と緑の課 計画建設係 32-6599

●内 容【 3. 連絡事項 】
○公 開【 1. 可 】
○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

秘書室長 氏名 笠原 淳一 内線 (TEL) 2 2 1 0

【 表 題 】

令和6年秋 勲章・褒章受章者祝賀会の開催について

【 目 的 】

太田市民で勲章・褒章を受章された方々を招待し、その功労、功績を称え、敬意と感謝の意を表するため開催するものです。

【 概 要 】

1. 受章者

勲章 (1 4 名)

・ 神谷 保夫 氏 (旭日小綬章／弁護士功労)	※秋の叙勲
・ 正田 恭子 氏 (旭日双光章／地方自治功労)	※秋の叙勲
・ 齋藤 光男 氏 (旭日双光章／地方自治功労)	※秋の叙勲
・ 佐口 純一 氏 (瑞宝双光章／教育功労)	※高齢者叙勲
・ 木部 順吉 氏 (瑞宝双光章／教育功労)	※高齢者叙勲
・ 石原 正夫 氏 (瑞宝双光章／税務行政事務功労)	※高齢者叙勲
・ 上野 修司 氏 (瑞宝双光章／税務行政事務功労)	※高齢者叙勲
・ 飯塚 四郎 氏 (瑞宝双光章／消防功労)	※第43回危険業務従事者叙勲
・ 木部 昌明 氏 (瑞宝双光章／消防功労)	※第43回危険業務従事者叙勲
・ 荻野 順子 氏 (瑞宝双光章／看護業務功労)	※秋の叙勲
・ 西澤 一彦 氏 (瑞宝双光章／防衛功労)	※第43回危険業務従事者叙勲
・ 新島 瑞子 氏 (瑞宝単光章／統計調査功労)	※秋の叙勲
・ 大澤 賢三 氏 (瑞宝単光章／警察功労)	※第43回危険業務従事者叙勲
・ 野沢 眞澄 氏 (瑞宝単光章／児童福祉功労)	※秋の叙勲

褒章 (2 名)

・ 大隅 恵美子氏 (藍綬褒章／社会福祉功績)	※秋の褒章
・ 川本 順一 氏 (藍綬褒章／調停委員功績)	※秋の褒章

2. 日 時 令和7年1月30日 (木) 午前11時開会

3. 会 場 ロイヤルチェスター太田 (太田市飯塚町)

4. 出席予定者 約140名

【備考】

問い合わせ先 秘書室 秘書係 内線 2 2 1 1 4 7 - 1 8 0 8 ダイヤルイン

●内 容 【 3. 連絡事項 】

○公 開 【 1.可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

企画部長 氏名 高橋 亮 内線 2200

【表題】

包括連携協定の締結について

【目的】

本市と民間企業等が、相互の連携を強化し、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上を図るため包括連携協定を締結したことを報告するもの。

【概要】

1. 協定先 両毛ヤクルト販売株式会社 代表取締役社長 相馬 稔
 群馬ヤクルト販売株式会社 代表取締役社長 塩谷 輝行

2. 協定内容

- (1) 高齢者や障がい者、子どもなどの地域見守り支援等に関すること
- (2) 防災、災害対策及び防犯に関すること
- (3) 市民の健康づくり推進に関すること
- (4) 観光振興・スポーツ振興に関すること
- (5) 市政のPRに関すること

3. 締結日 令和6年10月24日(木)

【備考】

* 問い合わせ先 企画部 企画政策課 企画政策係 内線2293 47-1892 ダイヤルイン

●内 容 【 3.連絡事項 】
○公 開 【 1.可 】
○公開時期【 2.委員会・委員会協議会後 】

企画部長 氏名 高 橋 亮 内線 2200

【表題】

多文化共生センターおおた開設記念式典の開催及び利用開始について

【開設記念式典】

- ・ 日 時 令和6年12月1日(日)午前10時～午後2時 ※式典は午前11時から
- ・ 場 所 多文化共生センターおおた (飯塚町69-3)
- ・ 内 容 開設記念式典(テープカット、市立太田吹奏楽部記念演奏)
ステージイベント(外国人グループアトラクション、民族衣装コンテスト)
センター内覧
ボランティア団体活動紹介
キッチンカー出店(世界の料理多数)
※詳細は、チラシのとおり

【利用開始日等】

- ・開 始 日 令和6年12月2日（月）
- ・利用時間 午前9時から午後9時まで
- ・業務内容 日本語及び外国語学習の支援に関すること
多文化共生の推進に関すること
センターの利用の許可に関すること
- ・利用団体 日本語教室を行う国際交流団体
その他、国際交流活動又は多文化共生推進事業を行う団体

【備考】

* 問い合わせ先 企画部 国際課 国際係 内線 2221 47-1908^タ イルイン

- 内 容 【 3.連絡事項 】
○公 開 【 1.可 】
○公開時期 【 2.委員会・委員会協議会後 】

市民生活部長 氏名 山影 正敏 内線 (TEL) 2400

【表題】

サービスセンターの位置及び開所時間の変更について

【目的】

西サービスセンターのエアリスベースへの移転に伴い、東西サービスセンターの開所時間を
変更し、管理運営コストの縮減を図りつつ、土日祝日等通年でのサービス提供を維持します。

【概要】

1 變更事項

		西サービスセンター	東サービスセンター
位 置	変更前	新田市野井町592番地13（ニコモール）	石原町81番地（イオンモール太田）
	変更後	新田金井町6番地1（エアリスベース）	変更なし
開所時間	変更前	午前10時 ～ 午後7時	午前10時 ～ 午後7時
	変更後	午前 9時 ～ 午後5時45分	午前10時 ～ 午後6時45分

※ 名称、業務内容及び休所日：変更なし

2 開所時間の変更について

- ・西サービスセンターの開所時刻を複合施設の主要機能である図書館に合わせて1時間早め、開館時間の差を縮減することで管理運営経費、安全管理コストの削減を図ります。
- ・職員の勤務時間7時間45分に対し、東西サービスセンターの窓口実働時間（昼休憩除く）は8時間で、15分不足することからシフト制と時間外勤務により対応しています。開所時間を15分短縮することで勤務シフトを一本化し時間外勤務削減と勤務効率の向上を図るとともに、土日祝日を含め通年開所（年末年始を除く）によるサービスを維持します。
- ・混雑時には開所時間終了後も窓口対応を図ること等により利便性を確保します。

3 変更日 令和7年2月23日（エアリスベース開館日）

【備考】

* 問い合わせ先 市民生活部 市民課 西サービスセンター 57-4922 ダイヤルイン

●内 容 【 3.連絡事項 】
○公 開 【 1.可 】
○公開時期【 2.委員会・委員会協議会後 】

地域振興部長 青木 繁幸 内線3500

【表題】

令和6年度1%まちづくり事業成果発表会について

【目的】

1%まちづくり事業は市民の参画と協働のまちづくりを実践するもので、市民の自発的なまちづくり活動を支援し、地域コミュニティを活性化させようとするものであり、今日まで多くの事業が実施されてきました。

今年度の成果発表会は令和５年度に実施した中から特色のある事業を広く市民に周知し、1%まちづくり事業の利用拡大を図るため開催するものです。

【 概 要 】

- 1 名 称 1%まちづくり事業成果発表会
- 2 開催日時 令和6年12月14日(土) 午前10時から1時間30分程度
- 3 開催場所 宝泉行政センター 多目的ホール
- 4 事業名及び団体名
 - ①『子どもすすく東町』 高林東町
 - ②『さつまいもづくり体験事業』 矢場町
 - ③『太田市金山城跡等竹林整備事業』 竹林整備ボランティア団体金竹連
- 5 周知方法

広報おた、市ホームページ及びSNSで周知を図るとともに、新聞各社へ資料提供を行います。

【備考】

* 問い合わせ先 地域振興部 地域総務課 地域コミュニティ係 内線 3611
ダイヤル 47-1923

●内 容 【 3. 連絡事項 】

○公 開 【 1. 可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

地域振興部長 氏名 青木 繁幸 内線 (TEL) 3500

【 表 題 】

買い物困難地域高齢者支援事業（愛称「お買い物クラブ」）の変更について

【 目 的 】

より多くの高齢者に対して日常生活における買い物支援を行い、高齢者の福祉と利便性の向上を図るため、標記事業の一部を変更するものです。

【 概 要 】

1 変更内容

	変更後	現行
名 称	<u>買い物困難高齢者支援事業</u>	<u>買い物困難地域高齢者支援事業</u>
対 象 者	70歳以上のみで構成される世帯で <u>徒歩や自転車以外</u> の交通手段がなく、介助を必要とせずに車両の乗降及び買い物ができる人	70歳以上のみで構成される世帯で <u>徒歩以外</u> の交通手段がなく、介助を必要とせずに車両の乗降及び買い物ができる人
対象地域	<u>太田市全域</u>	<u>スーパーマーケットまたは生鮮食料品及び日用品を販売している店舗から概ね1キロメートル以上離れた地域（太田・九合地区は対象地域が無い</u> <u>ため、運行していない）</u>

2 スケジュール

- ・令和7年1月1日 太田市HP、広報紙（1/1号）に変更内容の掲載
- ・令和7年1月6日 全行政センターにて受付開始（行政センターだより等で周知）
- ・令和7年4月（予定）太田・九合行政センター運行開始

【 備 考 】

* 問い合わせ先 地域振興部 木崎地区振興課 住民サービス係 56-1053ダイヤルイン

○公開時期【 1. 庁議後 】

令和6年度交流都市物産朝市の開催について

太田市との交流の深い全国の各都市の名産品・特産品を市民の方に提供し、都市間の交流を一層深めることを目的とするものです。

4 主 催 交流都市物産朝市実行委員会

* 問い合わせ先 産業環境部 観光交流課 観光交流係 内線2631 47-1833 タイヤリン

●内 容 【 3. 連絡事項 】

○公 開 【 1.可 】

○公開時期【 3. その他（計画公表後） 】

都市政策部長 氏名 田村 克弘 内線 (TEL) 2800

【表題】

太田市立地適正化計画の変更（中間評価・防災指針の策定）について

【目的】

太田市立地適正化計画（平成31年3月公表）について、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）に基づく中間評価の実施や防災指針の追加により計画を変更するものです。

【概要】

1 計画見直しの概要

- ## ・ 中間評価の実施

誘導施策の実施及び目標達成状況の検証に基づく評価及び見直し

- ・ 防災指針の追加

都市機能及び居住誘導区域における災害リスクを踏まえた課題抽出及び防災に関する機能の確保に関する指針の策定

2 計画期間 2017年（都市機能誘導区域公表）～2037年

- ・概ね5年ごとに施策の実施状況を確認し、必要に応じて見直し

3 公表予定日 令和6年11月15日（金）

- ・ 太田市ホームページにて公表
- ・ 計画書本編を２００部印刷製本し、関係機関へ配布

【備考】

* 問い合わせ先

都市政策部 都市計画課 都市計画係 内線2811 47-1839 ダイヤルイン

- 内 容 【 3.連絡事項 】
○公 開 【 1.可 】
○公開時期 【 2.委員会・委員会協議会後 】

都市政策部長 氏名 田村 克弘 内線 (TEL) 2800

【表題】

第14回太田市景観賞の選考結果及び表彰式・景観講演会の開催について

【目的】

市の良好な景観づくりに貢献していると認められる市民、事業者、団体等を表彰するとともに、景観講演会を開催し、市の魅力ある景観の保全・形成に対する市民意識の向上を目指すものです。

【概要】

- 1 募集期間 令和6年8月1日から令和6年9月30日まで
- 2 応募件数 11件
- 3 選考結果 大賞1件、賞2件、奨励賞1件
- 大賞 「スマートハイムシティ太田」【群馬セキスイハイム株式会社】（飯塚町）
- 賞 「BUENO cafe by walltec」【ウォールテック株式会社】（龍舞町）
- 賞 「四季を彩るガーデン」【岡田 由美子】（鳥山上町）
- 奨励賞 「サッポロビール群馬工場製麦棟」【株式会社ノムラアークス／サッポロビール株式会社／株式会社エム・アイ】（新田木崎町）



【大賞】スマートハイムシティ
太田

【賞】BUENO cafe by walltec

【賞】四季を彩るガーデン

【奨励賞】サッポロビール群馬
工場製麦棟

4 表彰式・景観講演会

- 日 時 令和7年1月25日（土） 午後2時から
会 場 太田市美術館・図書館
定 員 50名（先着順）
講演会



講師：大村 田 氏

- 講師 有限会社マイピア代表取締役 大村 田 氏（おおむら でん）
演題 「地域の縁側を目指して」

【備考】

- * 問い合わせ先 都市政策部都市計画課 景観係 内線2816 47-1839ダイヤル

消防本部消防長 氏名 竹内 富雄 外線 (TEL) 33-0200

* 問い合わせ先 消防本部 消防総務課 消防団係 TEL 33-0201 ダイヤル119